

# 一般社団法人 大津青年会議所 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

この法人は、一般社団法人大津青年会議所と称し、英文では Otsu Junior Chamber, Inc と称する。

### 第2条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

### 第3条 (目 的)

この法人は、地域社会および国家の発展をはかり、会員の連けいと指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

### 第4条 (運営の原則)

この法人は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第5条 (事 業)

この法人は、その目的達成のための次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究およびその向上に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2) 指導力啓発の知識ならびに教養の修得と向上および能力の開発を利する事業。
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所および国内、国外の青年会議所ならびにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業。
- (4) その他この法人の目的達成に必要な事業。

### 第6条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。

## 第2章 会 員

### 第7条 (会員の種類および資格)

この法人の会員は次の4種とし、その資格は当該各号に定めるとおりとする。

#### (1) 正 会 員

大津市およびその近郊に住所または勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし年度中に40歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

すでに他の青年会議所の正会員であるものは、この法人の正会員となることのできない。

#### (2) 特 別 会 員

制限年令に達した正会員であったもので、理事会の承認を経て終身会費を納入したものを特別会員とする。

(3) 名 誉 会 員

この法人に功労のあるもので、理事会の議決を経て推薦されたものを名誉会員とする。名誉会員は、当該年度のみとする。

(4) 賛 助 会 員

この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または法人その他の団体で、理事会で承認されたものを賛助会員とする。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

第8条（入 会）

この法人の正会員となろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定のほか入会に関する事項は、総会の決議を経て別に定める。

第9条（会員の権利）

会員は、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

第10条（会員の義務）

この法人の会員は、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

第11条（会費等の納入義務）

正会員及び賛助会員は、入会に際して入会金を納入し、毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

2 特別会員は、入会に際して終身会費を納入しなければならない。

3 入会金及び会費については、総会の決議を経て別に定める。

第12条（休 会）

やむを得ぬ事由により長期間出席できない会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

第13条（会員資格の喪失）

この法人の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡または解散
- (3) 破産または後見開始もしくは保佐開始の審判
- (4) 除 名
- (5) 総正会員の同意

第14条（退 会）

この法人を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を提出

しなければならない。

#### 第15条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) この法人の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入の義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められるとき。

### 第3章 総会

#### 第16条（総会の構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### 第17条（総会の種類）

総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

#### 第18条（総会の招集）

通常総会は、毎年1月および11月に理事長が招集する。

- 2 毎年1月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 3 役員を選任するための通常総会は、毎年11月に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
  - (1) 理事会が招集の必要を決議したとき。
  - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員より、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。
- 5 前項第2号の規定による総会の招集の請求があったときは、遅滞なく、その請求があったときから30日以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 6 総会を招集するには、総会の日時および場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日前の1週間前までに通知を発しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

#### 第19条（総会の議長）

総会の議長は、理事長または正会員の内理事長の指名した者がこれに当たる。ただし前条第4項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選任する。

#### 第20条（総会の決議）

総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立し、その議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に別に定めるものを除き、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを議決する。

- 2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において前項の規定の適用については出席したものとみなす。

#### 第21条（議決権）

正会員は、総会における各1個の議決権を有する。

#### 第22条（総会の決議事項）

次の事項は総会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定ならびに変更
- (3) 事業報告および会計報告の承認
- (4) 役員を選任および解任
- (5) 入会金および会費の額の決定
- (6) この法人の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任および残余財産の処分方法の決定
- (8) 規程、規約、諸規則の制定、変更および廃止
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第23条（総会の特別決議）

第20条の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 2 前項の議事に関する総会招集の通知には、付議事項の内容および提案の理由を記載しなければならない。

#### 第24条（総会の決議事項の通知）

理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

#### 第25条（総会の議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事長、議長および出席した正会員2名が、前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。

## 第4章 役員

### 第26条（役員の種類および数）

この法人の役員は次の通りとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 室長 1名以上5名以内
- (5) 理事 10名以上30名以内（理事長、副理事長、専務理事および室長を含む）
- (6) 監事 1名以上3名以内

2 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び室長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

ただし、室長は担当する室についてのみの業務執行理事とする。

3 監事は他の役員を兼務し、または委員会の構成員となることができない。

### 第27条（役員の資格および任免）

役員はこの法人の正会員であることを要し、総会において選任および解任される。

ただし、監事においては特別会員から選任する事ができる。

2 理事長、副理事長、専務理事および室長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前2項の規定のほか、役員の選任方法については、総会の決議を経て別に定める。

### 第28条（役員の任期）

理事の任期は、1月1日から同年の12月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

4 本定款に定めた理事又は監事の員数を欠く場合には、任期満了または辞任により退任した後も、後任者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 第29条（理事の職務）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、所務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、所務をつかさどり、かつ事務局を

総括する。

5 室長は、室の所務を総括する。

6 理事長、副理事長、専務理事および室長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第30条（監事の職務）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### 第31条（役員の報酬等）

理事および監事は、無報酬とする。

#### 第32条（直前理事長）

この法人に、直前理事長1名をおく。

2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、所務について必要な補助をする。

## 第5章 理事会

#### 第33条（理事会の構成）

この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

3 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第34条（権限）

理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事および室長の選定及び解職

(4) その他法令またはこの定款で定められた事項

#### 第35条（理事会の招集）

理事会は毎月1回以上理事長がこれを招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集できる。

### 第36条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長または理事長の指名した理事がこれにあたる。

### 第37条（理事会の決議）

理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立し、決議は、その過半数をもってこれをなす。

ただし、総会において特別決議を要する事項についての決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数をもってこれをなす。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### 第38条（理事会の議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名または記名押印しなければならない。

- 2 理事長が理事会を欠席した場合は、前項の規定における理事長を出席したすべての理事と読み替えて準用する。

## 第6章 例会および委員会

### 第39条（例会）

この法人の例会は、一般社団法人大津青年会議所運営規程の定めるところによる。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

### 第40条（室および委員会の設置）

この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために理事会の決議を経て委員会を設置する。

- 2 前項の委員会は、その性格、内容等に応じ、原則として室に分別される。

### 第41条（委員会の構成）

委員会は、委員長1人および副委員長若干名と委員をもって構成する。

- 2 委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱し、副委員長および委員は会員のうちから委員長が理事会の承認を経て任命する。
- 3 会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、事務局長、事務局次長および監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第7章 会計

### 第42条（収支）

この法人の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

- 2 この法人の経費は、資産をもってこれにあてる。

#### 第43条（資産の団体性）

この法人の会員は、その資格を喪失するに際し、この法人の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

### 第8章 管 理

#### 第44条（定款等の備置）

理事長は、定款その他諸規則、会員名簿ならびに総会および理事会の議事録を常に事務所に備え置かねばならない。

#### 第45条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

#### 第46条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、毎年1月に開催する通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第47条（報告書類の備置）

理事長は、前条第1項に規定する書類をその通常総会の会日の2週間前までに事務所に備え置かなければならない。

#### 第48条（書類の閲覧）

会員は、第44条および前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

#### 第49条（提出）

理事長は、通常総会終了後遅滞なく、第46条第1項の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

#### 第50条（公益目的支出計画実施報告書）

理事長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て毎年1月に開催する通常総会にその内容を報告しなければならない。



#### 第51条（剰余金の分配）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第52条（事務局）

この法人は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を1人置く。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け事務局を管理する。
- 4 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 5 理事長は、事務局長を補佐するために理事会の承認を経て、事務局次長若干名を置くことができる。
- 6 事務局次長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 7 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

#### 第53条（定款の変更）

本定款は、総会の決議によって変更することができる。

### 第9章 解 散

#### 第54条（解散）

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### 第55条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

#### 第56条（清算人）

この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

#### 第57条（解散後の会費の徴収）

この法人は、解散後においても清算終了の日までは総会の議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

### 第10章 公告の方法

#### 第58条

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第11章 雑 則

#### 第59条（定款変更の届出）

この法人の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、公益社団法人日

本青年会議所に届け出なければならない。

#### 第60条（施行規則等）

この法人は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めあるもののほか、理事会の議を経て、施行に関する規則等を定める。

#### 附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は、信東兼康とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日とその事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。

平成28年1月28日 一部変更総会決議